2017 (平成29) 年度 東京弁護士会会費のご案内

1. 個人会費(納付期限:毎月15日)

(1)一般会費

当会及び日本弁護士連合会の会費です。

2003年4月1日以降に入会された会員は、下記金額に新会館臨時会費を加算した額を、毎月の会費として納付いただきます。

69 期会員は、司法修習修了月(2016年12月)から数えて6か月間(2016年12月~2017年5月)においては、東弁会費の納付を要さないため、東弁会費納付開始時期は、2017年6月からとなります。なお、日 弁連会費及び日弁連特別会費については、入会月より納付いただくこととなります。

修習期	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	日弁連特別会費	月額合計	月額合計
			(~5月分)	(6月分~)	(~5月分)	(6月分~)
65 期以前	18,000円	12, 400 円	4, 400 円	4, 200 円	34,800円	34, 600 円
66 期	14, 500 円	12, 400 円	4, 400 円	4, 200 円	31, 300 円	31, 100 円
67 期	9, 500 円	12, 400 円	4, 400 円	4, 200 円	26, 300 円	26, 100 円
68・69 期	4, 500 円	6,200円※1	4, 400 円	4, 200 円	15, 100 円	14, 900 円
外国特別	17, 500 円	11, 950 円			29, 450 円	29, 450 円

^{※1 68} 期会員は、12 月分会費より日弁連会費が 12.400 円に変更となります。

(2)新会館臨時会費

弁護士会館(霞が関)の維持管理に充てるため納付いただく会費です。会費額は入会日に応じて決定いたします。

2016 年 11 月 2 日開催の臨時総会において、2016 年 11 月 2 日時点で在会している 65~68 期の会員(裁判所法に基づく給与を受けていたものを除く)の 2017 年 1 月以降の新会館臨時会費が、免除されることとなりました。また、69 期以降の会員は、入会時より新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

入会日	会費額	支払方法(原則)	納付期間
2003年3月31日まで	130 万円	_	入会から5年を経過するまで
2003年4月1日~2004年3月31日	130 万円	月額1万円	入会月から 130 ヶ月
2004年4月1日~2005年3月31日	120 万円	月額1万円	入会月から 120 ヶ月
2005年4月1日~2006年3月31日	110 万円	月額1万円	入会月から 110 ヶ月
2006年4月1日~2007年3月31日	100 万円	月額1万円	入会月から 100 ヶ月
2007年4月1日~2008年3月31日	90 万円	月額5千円	入会月から 180 ヶ月
2008年4月1日~2009年3月31日	80 万円	月額5千円	入会月から 160 ヶ月
2009年4月1日~2010年3月31日	70 万円	月額5千円	入会月から 140 ヶ月
2010年4月1日~2011年3月31日	60 万円	月額5千円	入会月から 120 ヶ月
2011年4月1日~2015年12月16日	50 万円	月額5千円	入会月から 100 ヶ月
2015年12月17日~2018年3月31日	40 万円	月額4千円	入会月から 100 ヶ月

[◎] 外国特別会員 ⇒ 入会日に応じた会費額を月額1万円ずつ納付いただきます。

2. 法人会費(納付期限:毎月25日)

弁護士法人が納付する当会及び日本弁護士連合会の会費です。会費額は弁護士法人の社員数に応じて決定いたします。 当会に従たる事務所のみが存在する弁護士法人の場合は、東弁会費のみを納付いただきます。

外国法事務弁護士法人の場合は、日弁連特別会費を除いた会費額(東弁会費+日弁連会費)を納付いただきます。

社員数 ※2	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	日弁連特別会費	月額合計	月額合計
社員数 次2			(~5月分)	(6月分~)	(~5月分)	(6月分~)
社員1人	9, 500 円	2, 480 円	880 円	840 円	12,860円	12,820円
社員 2~10 人	9, 500 円	6, 200 円	2, 200 円	2, 100 円	17, 900 円	17, 800 円
社員 11 人以上	18,000円	12, 400 円	4, 400 円	4, 200 円	34, 800 円	34, 600 円

※2 社員数の基準・・・原則、毎年1月1日現在の社員数。社員数には、当会に所属しない社員も含む。

*問い合わせ先:財務課 TEL. 03-3581-2208